

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、東京都重度心身障害者手当条例（以下「条例」という。）施行規則（以下「規則」という。） 8 条 2 項の規定に基づいて、平成 28 年 9 月 15 日付けで行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、用便の始末も出来ず便失禁時は便こね等の問題行動もある。また戸内外でも危険から身を守ることができず、常時複雑な配慮にて行動を見守る必要がある。請求人の資格判定に当たり、十数分の口頭面談では生活重視の審査が難しいと思われる。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年3月1日	諮問
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）
平成29年5月23日	審議（第9回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び当該報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。
- (2) また、重度手当の具体的な取扱いを定めた「東京都重度心身障害者手当取扱要領」（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者をいい、一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは

別の観点から特に重いと診断された者をいうとされている（本件要領第2・3・(1)）。本件申請書の「障害の状況」欄は「1号」となっているところ、本件要領によれば、条例別表一の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する者」で、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている（本件要領第2・3・(3)）。

(3) そして、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」の具体例として、問題行動（「著しい自傷、他害、器物破損など」、「異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動」、「激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）」、「睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り」）、難治性のてんかん等が挙げられている。

(4) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 以下、本件について、検討していく。

(1) 本件申請書の「愛の手帳」欄には「程度2度」、本件診断書の「知的障害について」欄（別紙2・1）には、「重度の知的障害を有すると認められる」と記載されており、請求人は、知的障害が非常に重い（本件要領第2・3・(3)・ア）とは言えないものの、重度の知的障害（同・イ）を有すると認められる。

そこで、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障

害」の有無を検討すると、本件診断書の「精神症状について」欄（別紙２・２）では「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」と記載されている。また、「知的障害及び精神症状についての所見」欄（別紙２・３）では、屋外においては「人に手を引かれて歩き、飛び出しは無い。」との記載から、危険認知不十分な行動や飛び出し等の激しい興奮は認められず、また「穏やかでパニックや他害は無く、自傷はささくれを剥いてしまう程度。」との記載から、激しい自傷及び他害も認められず、さらに、「不眠だが投薬で寝ている。」との記載から、睡眠障害など生活習慣の著しい偏りもなく、「てんかん発作も無い。」との記載から、難治性のてんかんも認められない。それゆえ、請求人は、本件要領上の「適応行動面で著しい障害」があるとまでは、認めることはできない。

以上のことからすれば、本件要領第２・３・(3)・ア又はイのいずれにも当たらず、請求人は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」（条例別表一）には該当しないことから、重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- (2) 請求人は、請求人の日常生活の様子からすれば、問題行動があり、常時複雑な配慮にて行動を見守る必要があるとし、短時間の口頭面談では生活重視の審査が難しい旨を主張する。

しかし、上記１のとおり、重度手当の受給要件を満たすか否かの判断は、条例、規則及び本件要領等により、本件申請書及び本件診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであって、これらの記載内容からすれば、請求人が重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり（上記(1)）、本件申請書及び本件診断書の記載内容全般に基づいてなされた処分庁の判断に合理性がないとは言えず、請求人の主張は理由が認められない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 (略)

別紙2 (略)